

J A F 中部地域クラブ協議会 会 則

第1条 名 称

本会は、J A F 中部地域クラブ協議会と称する。

略称として J M R C 中部 (J A F Motor sports Clubs Regional Conference) を使用する。

第2条 事務所

本会の事務所は運営委員長が指定する。

第3条 目 的

本会は、本会を構成するクラブ・団体によるモータースポーツ活動の振興と安全の高揚およびクラブ・団体の質的向上を図り、クラブ活動の円滑化の促進を行うと共に J A F との連絡調整を行うこと目的とする。

第4条 活 動

本会は、第3条の目的達成をするために次の活動を行う。

1. 競技振興に関する事

- 1) 振興に必要な事業活動の企画、協議を行う。
- 2) 各種規則・規定の運用を指導し、その遵守を徹底する。
- 3) 各種規則・規定の運用に当たり、統一見解を設ける必要が生じた場合、その協議を行い必要事項について J A F との連絡調整を行う。

2. 安全に関する事項

競技の安全に関する研究、協議、研修、指導要項の作成および実施の徹底

3. 加盟するクラブ・団体間の情報交換ならびに連絡調整

- 1) 本会に加盟するクラブ・団体へのモータースポーツに関する情報の提供および本会に加盟するクラブ・団体相互の情報交換

4. その他

- 1) 全国他地域の J M R C との交流および情報交換
- 2) 共済会の運営管理および全国共同共済の参加
- 3) 他、本会の目的を達成するために必要な活動

第5条 構 成

本会は、中部地域内（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に所在する会員をもって構成する。

1. 本会は、次の会員をもって構成する。

- 1) 正会員
- 2) 賛助会員

2. 会員の資格

- 1) 正会員は J A F 登録クラブ・団体および J M R C 中部承認クラブ・団体とする。
J M R C 中部承認クラブ・団体は、モータースポーツ活動を目的とする5名以上、10名以下で構成されるクラブ・団体で、J A F 登録クラブ・団体への変更の意思を有し、J A F の競技許可証所持者が1名以上在籍していること。
- 2) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または団体で正会員の推薦により運営委員会において承認された者とする。

第6条 組織

本会は、次の機構をもって組織される。

1. クラブ・団体代表者会議
2. 運営委員会
3. 理事会
4. 専門部会
5. 専門委員会
6. 事務局

第7条 クラブ・団体代表者会議

1. 本会は、本会に加盟するクラブ・団体代表者会議（以下、代表者会議という）を年1回1月に開催する。
2. 代表者会議は次の事項を審議決定する。
 - 1) 会則ならびに本会の諸規定の制定、変更、廃止
 - 2) 活動計画および収支予算の承認
 - 3) 活動報告および決算報告の承認
 - 4) 当該年度の運営委員の承認
 - 5) 会費負担基準の決定および変更
3. 代表者会議は、構成クラブ・団体代表者の3分の2以上の出席により成立する。但し、委任状をもって出席と認める。
4. 代表者会議の議決権は正会員のクラブ・団体を1個とし、その議決権は出席過半数をもって決定する。但し、賛助会員は、議決権を有しない。
5. 運営委員長は、必要と認めた場合、運営委員会の承認を得て臨時クラブ・団体代表者会議を召集できるものとする。

第8条 運営委員会

運営委員会は、運営規定により選出された以下の運営委員で組織構成される。

1. 運営委員長 1名
2. 副運営委員長 2名
3. 専門部会長 専門部会数に依る
4. 委員会委員長 委員会数に依る
5. 事務局長 1名
6. 運営委員長が指名したJAFモータースポーツ専門部会員 若干名
7. 前年度運営委員の推薦で委員長が認めた者 若干名

第9条 理事会

理事会は、運営規定第7条により選出された15名以内の理事で組織構成される。

第10条 専門部会

1. 本会は次の専門部会を置く。
 - 1) レース専門部会
 - 2) ジムカーナ専門部会
 - 3) ラリー専門部会
 - 4) ダートトライアル専門部会
 - 5) 競技会審査委員グループ
 - ①スピード競技審査委員グループ
 - ②ラリー審査委員グループ
2. 各部会の定員は、部会長を含み15名以下の委員で構成される。

第11条 専門委員会

1. 本会は、次の委員会を置く。
 - 1) 総務広報委員会
 - 2) 事業企画委員会
 - 3) 共済管理委員会
2. 各委員長は上記職務遂行のため若干名の委員を指名し委員会を組織する。指名される委員が運営委員の場合は兼任を妨げない。但し、運営委員以外の委員を指名する場合、運営委員長の承認を必要とする。

第12条 会議

1. 本会は、下記の会議を開催して円滑な運営を図る。
 - 1) 代表者会議
 - 2) 運営委員会会議
 - 3) 理事会会議
 - 4) 合同委員会会議
 - 5) 合同専門部会会議

その他、運営委員長が必要と認める会議。

上記会議の必要な経費の支出は、これを認めるものとする。

第13条 会計

1. 本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。
 - 1) クラブ・団体からの運営規定に定める入会金・会費
 - 2) 本会が行う事業の収益金
 - 3) JMR C中部共済会からの運営管理費
 - 4) 企業、団体からの補助金・賛助金等
 - 5) その他
2. その他、特別な活動をする場合は特別会計をもって行うものとする。
3. 本会の会計年度は、前年の12月1日より同年11月末日とする。

第14条 役員の職務

1. 運営委員長
 - 1) 運営委員長は、本会を代表し会務を執行する。
 - 2) 代表者会議の議長となり会議の運営にあたる。
 - 3) 地域内に所在するクラブ・団体の活動の推進について指導する。
 - 4) 本会の代表として、JAFおよび他地区JMR Cとの交流・連絡・調整を図る。
2. 副運営委員長
 - 1) 運営委員長を補佐し、事故・その他の場合はその職務を代行する。
 - 2) 副運営委員長2名は、専門部会部門および委員会部門をそれぞれ担当し、担当部門の統括管理を行い本会の質的向上を図る。
3. 専門部会長
運営規定による。
4. 委員会委員長
運営規定による。
5. 事務局長
運営規定による。

第15条 特別委員会

本協議会において、単年度内における単一事業および処理しなければならない単一項目が発生した場合、運営委員長は運営委員会の決定により特別委員会を設置できるものとする。本委員

会の委員長は、運営委員長がこれにあたるものとする。

但し、選挙管理委員会およびクラブ代表者会議実行委員会は、毎年必要な時期にこれを設置する。

第16条 事業年度

本協議会の事業年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日をもって終了する。

第17条 解散

本会の継続に重大な支障が生じた場合、解散することが出来る。

解散時に会計の決算を行い、欠損金が生じた場合は、正会員で公平に負担する。

剰余金が生じた場合は、代表者会議において有益と認められた団体にこれを寄付する。

第18条 会則の変更

会則の変更については、本会に加盟するクラブ・団体代表者からの提案を運営委員会において審議し、理事会の承認のもとに代表者会議の決定を得て行う。

第19条 細則

本会則に定めるものの他、本会の事業の運営上必要な細則は、運営委員会の決定により別に定める。

第20条 付則

本会則は、昭和56年8月9日より施行する。

1988年	1月29日改定
1991年	2月 3日改定
1999年	1月16日改定
2000年	1月 9日改定
2002年	1月12日改定
2004年	1月10日改定
2015年	7月20日改定
2019年	1月12日改定
2022年	2月27日改定

J A F 中部地域クラブ協議会 運 営 規 定

第1条 目 的

本規定は J A F 中部地域クラブ協議会（以下、J M R C 中部という）の運営を円滑に行うことを目的とする。

第2条 運営委員会委員の選出

本会会則第8条の規定による運営委員会委員の選出は、次の事項による。

1. 次年度の運営委員の選出は、前年度の11月末日までに選出され、代表者会議の承認を得るものとする。
2. 運営委員の定員は最大25名とする。
 - 1) 第6条により選出された正副運営委員長
 - 2) 次年度運営委員長指名による専門部会長
 - 3) 次年度運営委員長指名による専門委員長
 - 4) 次年度運営委員長指名による事務局長
 - 5) 会則第8条の6. 7. による者

第3条 運営委員会の開催

1. 本会は運営委員会を原則として毎月開催し、その日程は代表者会議にて公表される。但し、運営委員長は必要に応じて、臨時運営委員会を召集することが出来る。
2. 運営委員会の召集は文書にて運営委員に発送しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。
3. 出席出来ない運営委員は、全権を委任した代理人を出席させることが出来る。この場合、代理人は委任された運営委員からの委任状を運営委員長に提出することによって代理人と認められるものとする。
4. 運営委員会にオブザーバーの出席を認める。但し、事前に運営委員長の承認を必要とする。

第4条 運営委員会の協議事項

運営委員会は次の事項についての協議・処理を行う。

1. J A F から負託された事項
2. J A F に提案すべき事項
3. 運営委員および各部会・委員会からの審議依頼事項
4. その他、必要と認められる事項

第5条 運営委員会の議決

1. 運営委員会の議決は、議決権を有する出席委員の過半数によって決する。正・副運営委員長は、議決権を有しない。
2. 可否同数の場合は、正・副運営委員長によってこれを決する。

第6条 正・副運営委員長の選出

1. 正・副運営委員長の任期は1期3年とする。
2. 運営委員長の任期の完了する年度の11月末日までに開催する運営委員会において選挙管理委員会を設置し、選挙により正・副運営委員長を選出する。
3. 選挙管理委員会は理事会より3名の委員を選出しこれにあたる。選挙管理委員会は会員に対して公示を行い、立候補または3会員以上の推薦者を有し

本人の就任の確認が取れている被選挙人に対し運営委員会にて選挙を行う。

第7条 理事会

1. 理事長は理事会での互選とし、任期を3年とする。但し、その再選を妨げない。
2. 理事会は、下記をもって構成する。
 - 1) 理事長
 - 2) 副理事長
 - 3) 正副運営委員長
 - 4) 運営委員会事務局長
 - 5) 運営委員会および理事会1名以上の推薦の運営委員経験者および学識経験者で理事会の承認を得た者
3. 職務
 - 1) 原則として年間4回以上の会議を開催する。
 - 2) 理事長又は、副理事長は運営委員会に出席する。
 - 3) 理事会はJMR C中部の発展に寄与する提言を運営委員会に対して行う。
 - 4) 運営委員会の答申事項に対して協議し行い助言を行う。
 - 5) 選挙管理委員会を組織し、正副運営委員長の選出を行う。
 - 6) 運営委員会で採択された会則変更の承認を行う。
 - 7) 運営委員会より負託された賞罰に対しての裁定を行う。
 - 8) JMR C中部から要請の有った競技会および事業への協力を行う。
 - 9) JMR C中部の会計監査を行う。
4. 付則
 - 1) 理事長は理事の中から副理事長および、事務担当として事務理事を指名することができる。
 - 2) 理事の追加は年度途中での指名を運営委員会の承諾を得て行える。
 - 3) 理事会開催にあたり、審議事項により、運営委員より関連委員を参加させることができる。

第8条 専門委員会委員長の職務

原則として以下の担当委員会を組織し、運営委員会の承認のうえ委員会活動を行う。ただし事業計画によって委員会を統廃合することができる。

1. 総務広報委員会
 - 1) 予算案の作成
 - 2) 資産の保全、管理
 - 3) 会則、諸規定に関する事項
 - 4) 本会の対外的な交流・交歓および全国組織との連絡調整
 - 5) その他、運営委員会負託事項
 - 6) ホームページを含む社会に対する広報活動の管理運営
2. 事業企画委員会
 - 1) 本会の目的達成の為の活動を行うに必要な企画・事業の発案、研究、実施
 - 2) その他、運営委員会負託事項
3. 共済会管理委員会
 - 1) JMR C中部共済規定に基づき、共済会の運営を管理する。
 - 2) 運用については運営委員会の決定によりこれを行う。

第9条 専門部会長の職務

1. 担当部会の運営を円滑に行うため必要に応じて部会を召集し、その議長となる。
2. 運営委員会に出席し担当部門の諸問題を運営委員会に提議し、審議・協議を行う。

第10条 専門部会委員の選出

1. 担当部会長の指名により選出し、運営委員会の承認を得るものとする。
2. 原則として委員は各シリーズから主催者、選手代表者を各1名ずつ、事務局1名とする。
副委員長は選出された委員の中より1名を選出する。

第11条 専門部会の活動

専門部会の活動は次の通り行う。

1. 運営委員会から指示された事項の協議およびその報告
2. 協議会の活動促進および担当部門の情報交換
3. 本会を通じ、JAFモータースポーツ専門部会への意見ならびに提案事項についての協議
4. 審査委員グループは、各専門部会の協力のもとに審査委員を派遣し、競技の公正と質的向上を図るものとする。
5. その他、担当部門についての研究・活動の実施

第12条 JAFモータースポーツ専門部会委員の当協議会専門部会への出席義務

1. 本会所属のJAFモータースポーツ専門部会委員は、運営委員長の指名する当協議会専門部会への出席をするものとする。
2. JAFモータースポーツ専門部会委員は、当協議会専門部会とJAFとの情報交換を図る。

第13条 専門部会の議決

専門部会および委員会の議決は出席委員の過半数をもって決する。

但し、可否同数の場合は部会長および委員長がこれを決する。

第14条 事務局長の職務

1. 本会の目的達成の為の活動と会務の円滑な処理を行う。
 - 1) 会費の徴収および予算の執行
 - 2) 会計管理
 - 3) 会員管理
 - 4) 書類、資料等の管理保管
 - 5) 対外活動および連絡調整
2. 事務局長は事務局員を若干名指名し事務局を構成できる。

第15条 会計監査

監査は理事会がこれを行う。

第16条 入会金・会費

本会の入会金・会費は下記の通りとし、2年ごとに総務・広報委員会において見直し、運営委員会に答申するものとする。

1. 正会員

入会金		8,000円
会費	JAF登録加盟団体	85,000円
	JAF登録公認クラブ	85,000円
	JAF登録加盟クラブ	40,000円
	JAF登録準加盟クラブ	20,000円
	JMRC中部承認クラブ	15,000円

2. 賛助会員

会 費

30,000円

但し、年度内の昇格は差額を徴収しない。

第17条 入退会

1. 入会手続き

- 1) 加盟申請書、入会金、会費を添えて申請を行うものとする。
- 2) 事務局は書類審査のうえ、1週間以内に入会の是非を通知するものとする。
- 3) 申請内容に疑義がある場合は、運営委員会にて承認を受けるものとする。
- 4) 年度途中の入会については、入会金および会費を全額徴収する。
- 5) 3月末日までに更新を行わなかったクラブは新規扱いとする。

2. 更新手続き

- 1) 年度更新手続き期間は、12月1日から3月31日までとする。
- 2) 入会は歴年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効とし、更新の手続きは3月末日までに行うものとする。
- 3) 昇格、降格とも年度をまたいで更新する場合は、新規扱いとしない。

3. 退会手続き

- 1) 3月末日までに更新の手続きが無かった場合、3月31日付けで自動的に退会となる。
- 2) 運営委員会が退会を必要と認めたクラブについては退会とする。

4. 付 則

- 1) 新規入会の場合、入会を認められた場合に仮登録印を交付し、正登録印が交付されるまでこれを使用する。
正登録印が交付された場合、仮登録印は直ちに返却されねばならない。
- 2) 更新の場合は、更新確認の終了後に正登録印を交付する。

第18条 付 則

本規定は、昭和56年8月9日より適用する。

1988年	1月29日改定
1991年	2月 3日改定
1996年	1月14日改定
1999年	1月16日改定
2000年	1月 9日改定
2002年	1月12日改定
2004年	1月10日改定
2005年	1月 8日改定
2006年	1月13日改定
2007年	9月16日改定
2011年	11月 8日改定
2015年	7月20日改定
2019年	1月12日改定

競技会救急安全委員規定

JAF中部地域クラブ協議会（以下「JMRC中部」という。）は、競技会の安全運営の徹底と安全意識の高揚を図るため、本規定を制定する。

第1条 目的

本規定の目的は、JMRC中部における各シリーズ戦の救急体制の充実を図り、競技会の安全性の向上に資することであり、不測の事態が発生したとき、可能な範囲で適切な応急手当を施すことができる体制を作ることにある。

第2条 適用範囲

本規定の適用を受ける競技会は、JMRC中部認定のシリーズ戦とする。

第3条 認定救急安全委員

本規定に定める認定救急安全委員とは、JMRC中部運営委員会が認めた救急安全に関する講習会を受講した者で、JMRC中部運営委員会が発給した有効な救急安全委員認定証を所持している者をいう。

第4条 認定講習会

前条のJMRC中部運営委員会が認めた救急安全に関する講習会とは、運転者等の応急手当及び救急救命を内容とした講習会で、講習時間が5時間以上であって、次の各号に示す講習会とする。

- 1) JMRC中部運営委員会の各部会、委員会及び支部が主催するレスキュー講習会
- 2) (社)日本自動車連盟が主催する講習会
- 3) 日本赤十字社が主催する講習会
- 4) 市区町村の消防本部及び消防署が主催する講習会
- 5) その他、JMRC中部運営委員会が認めたもの。

第5条 救急安全委員認定証

認定講習会を受講した者は、必要書類を添えて、JMRC中部運営委員会に救急安全委員認定証の発給を申請する。ただし、前条第1項第1号の講習会にあっては、講習会を主催した、各部会、委員会及び支部の代表者がまとめて申請することができる。

- 2) JMRC中部運営委員会は、前項の申請を受けたときは、速やかに申請書を審査し、救急安全委員認定証を発給する。
- 3) 第1項に定める、申請に必要な書類とは、申請書と認定講習会主催者が発行した、受講終了証等の受講を証明できるものをいう。
- 4) JMRC中部運営委員会は、認定講習会の主催者、若しくは講習会の講師が所属する団体等が発行した受講終了証等をもって、救急安全委員認定証に代えることが出来る。
- 5) JMRC中部運営委員会は、前項の規定により受講終了証等を救急安全委員認定証と認めた場合は、その旨を公表するものとする。

第6条 有効期間

救急安全委員認定証の有効期間は次のとおりとする。

- 1) 第4条第1項第1号の講習会を受講した者の救急安全委員認定証の有効期間は、受講した日から2年間とする。
- 2) 第4条第1項第2号から第5号までの講習会を受講した者の救急安全委員認定証の有効期間は、受講した日から1年間とする。

第7条 JMRC中部運営委員会の責務

JMRC中部運営委員会は、救急安全に関する講習会を、年に1回以上開催しなければならない。

第8条 オーガナイザーの責務

オーガナイザーは、主催する競技会に認定救急安全委員を選任しなければならない。

第9条 氏名の公表

JMRC中部運営委員会は、救急安全委員認定証を発給した者の氏名を公表する。

2 オーガナイザーは、競技会の公式プログラム、特別規則書、若しくは、公式通知によって、当該競技会の認定救急安全委員の氏名を公表しなければならない。

第10条 競技会審査委員会による確認

競技会審査委員会は、当該競技会に選任されている認定救急安全委員が有効な救急安全委員認定証を所持していることを確認しなければならない。

第11条 医師等の特例措置

医師、看護師、救急救命士の有資格者は、認定救急安全委員とする。

2 前項の認定救急安全委員には、救急安全委員認定証の所持を免除する。

第12条 救急安全委員認定証の再発行

救急安全委員認定証を紛失した者は、JMRC中部運営委員会に救急安全委員認定証の再発行を申請することができる。

2 前項の規定により救急安全委員認定証の再発行の申請があった場合、JMRC中部運営委員会は、残りの有効期間について救急安全委員認定証を再発行する。

第13条 罰則

JMRC中部運営委員会は競技会に認定救急安全委員を選任しなかったオーガナイザーを公表する。

第14条 本規定の施行

本規定は、2005年1月8日から施行する。

2005年 1月 8日制定

J A F 中部地域クラブ協議会共済規定

1986年	9月23日	制定
1986年	11月1日	適用
1987年	1月1日	施行
1999年	1月16日	改定
2000年	1月9日	改定
2007年	9月16日	改定
2008年	1月1日	施行
2015年	7月20日	改定
2016年	1月1日	施工
2017年	1月14日	改定

J A F 中部地域クラブ協議会（以下、J M R C 中部という）は、本会に加盟するクラブ・団体の所属員の福利厚生のために、J M R C 中部共済（以下、共済という）を設け、本規定をもって運用する。

第1章 総 則

第1条 目 的

本共済の目的は次のとおりとする。

1. 被共済者の人身事故に対する救済。
2. 被共済者の社会的権利と地位に関する救済。

第2条 対象競技

本共済の対象競技はつぎのとおりとする。

1. J A F によって公認され、かつ国内で開催されたもの。
2. その他 J M R C 中部運営委員会が認めたもの。

第3条 被共済者

被共済者は、J M R C 中部に加盟するクラブ・団体の所属員として登録された、J A F より発給された自動車競技に関わる当該年度の許可証所持者とする。

但し、J A F 発給の競技許可証未証所持者は、四輪自動車運転許可証の所持者とする。この場合、給付対象となる競技会は第2条に示すものに限る。

第4条 運用と適用

本制度の運用と本規定の適用については次に従う。

1. 本制度の運用は J M R C 中部運営委員会（以下、運営委員会という）が行う。
2. 本制度による給付は申請に基づき運営委員会が行う。
3. 本制度の運用と管理は運営委員会が行う。

第5条 適用資格の有効期間

有効期間は第3条の対象者としての要件を満たしている期間とする。

第2章 財 務

第6条 財 源

本制度の財源は、当該年度11月30日をもってJMR C中部が保有する共済基金およびその利息とする。

第7条 拠出金

拠出金の徴収は行わない。

第8条 給付の制限

1. 付金額が共済会基金を上回った場合（共同共済引き当て分を除く）は給付できないことを予め承知しなければならない。

第9条 用途

基金の用途は第1条に示す目的を遂行する為のものとする。

第3章 給 付

第10条 人身事故への給付

第1条の第1項に関する給付の最高限度額ならびに対象競技会は、別に定めるJMR C中部共済給付細則（以下、給付細則という）に定める。

第11条 地位保全への給付

第1条の第2項に関する給付の最高限度額ならびに対象競技会は給付細則に定める。

第12条 給付の対象

共済の給付を受ける者は次のとおりとする。

1. 第10条による場合は次のとおりとする。
 - 1) 死亡の場合：あらかじめ本人が定めた受取人または法定相続人。
 - 2) 死亡以外の場合：本人
2. 第11条による場合：本人

第13条 給付請求の方法

第9条・第10条による給付を受けようとする者は、事故発生後14日以内に事故の内容を報告し、かつ、3ヶ月以内に給付の請求を行わなければならない。
給付請求に関するその他の事項は給付細則に定める。

第4章 改 定

第14条 本規定の改定

本規定の改定は、JMR C中部クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。

第5章 施 行

第15条 本規定の施行

本規定は2017年度に関して発給される許可証より適用し、2017年1月15日をもって施行する。

以上

JMRC中部共済 運営要項

1986年	9月23日	制定
1986年	11月1日	適用
1987年	1月1日	施行
1995年	12月9日	改定
1998年	12月6日	改定
1999年	11月7日	改定
2000年	2月1日	改定
2007年	9月16日	改定
2008年	1月1日	施行
2022年	1月29日	改定

JAF中部地域クラブ協議会共済規定（以下、規定という）に基づき以下の要綱を定め運営する。

第1条 共済の対象者(被共済者)

対象者は共済規定第3条に定める者とし、次の条件を満たした者とする。

1. 加入者所属するクラブ・団体が当該年度、JMRC中部に加盟していること。
2. JMRC中部に加盟するクラブ・団体に30日以上在籍する所属員であり、当該クラブ・団体によってJMRC中部に登録申請された者とする。
3. その他運営委員会により、通年あるいはイベント単位で補償を認められたイベントに参加する者。

第2条 適用資格の有効期間

共済規定第5条に準ずる。所属するクラブ・団体がJMRC中部への加盟（新規・更新）手続きを完了し、所属員の登録申請を行った日付より当該年度の12月31日までを有効期間とする。但し、前年度加盟登録のクラブ・団体が次年度の更新手続きを完了するまでの間は、3月31日までを猶予有効期間とする。

第3条 運営要項の改定

本要項の改定は、JMRC中部運営委員会の過半数の賛成を必要とする。

第4条 補則規定

基金の保全を計り、管理の明確化を目的として、下記の規定を定める。

1. 基金の保全
 - 1) 基金の保全は、銀行口座の預け入れによりこれを行う。
2. 基金の管理
 - 1) 管理委員会は、帳簿を作成し入出金を管理する。
 - 2) 出金は、運営委員会の要請に基づき出金申請書を作成し、運営委員長の許可の元に事務局がこれを行う。
 - 3) 管理委員会は、収支報告を行う。
3. 基金保全に関する印鑑、証書類の管理
 - 1) 印鑑は運営委員長がこれを管理する。
 - 2) 証書類は管理委員長がこれを管理する。
 - 3) 出納関係書類は事務局長がこれを管理する。
4. 会計処理
 - 1) 共済の会計年度は、12月1日より翌年の11月30日までの1年間とする。
 - 2) 管理委員会は、12月開催の運営委員会に決算報告を行う。
決算報告には帳簿、関係書類、保全口座の残高証明の添付を必要とする。

以上

JMRC中部共済 給付細則

1986年 9月23日制定
1986年11月 1日適用
1987年 1月 1日施行
1995年12月 9日改定
1996年11月 4日改定
1998年12月 6日改定
1999年11月 7日改定
2007年 9月16日改定
2008年 1月 1日施行
2022年 1月29日改定

JAF中地域クラブ協議会共済規定（以下、規定という）に基づき、以下の細則を定め給付を行う。

第1条 人身事故への給付

規定10条に定める人身事故への給付は、次のとおりとする。

1. 一事故、同一人に対する給付最高限度額は500万円とする。
2. 給付の区分は、500万円を上限として別表の給付区分表に定める。
3. JMRC共同共済の適用の場合は、重複給付は行わない。但し、JMRC共同共済の給付規定に該当せず、JMRC中部共済の給付規定に該当する場合、JMRC中部共済を適用する。

第2条 規定第11条に定める地位保全への給付は次のとおりとする。

1. 給付は、その都度、運営委員会によりその額を決定する。
2. 対象競技会はJAFに公認され、かつ国内で開催されたものとする。
3. JMRC共同共済の適用の場合は、重複給付は行わない。

第3条 給付請求の方法

給付の請求は、別に定める書式によって、当該主催クラブまたは本人よりJMRC中部事務局に提出して行う。尚、申請書類は次のものを用意しなければならない。

1. 申請書：記載項目を全て記入した所定の申請書。
2. 添付書類：ライセンス又は運転免許証の写し、診断書（給付予想額が10万円以上の場合）またはその写し。給付予想額が10万円以下の場合、入院した期間や医療機関名が客観的に分かる資料（入院給付の場合）、通院した日にちや医療機関名が客観的に分かる資料（通院給付の場合）を添付する。
3. その他：審査の段階でJMRC中部運営委員会が必要としたもの。

第4条 損害の確認及び査定

1. JMRC中部運営委員会は、損害の確認について主催クラブ及び該当事案の関係者に事故原因及び損害の確認をすることがある。
2. JMRC中部運営委員会は給付金額の査定について保険会社及び弁護士等の助言を求めることがある。最終的な査定は運営委員会でおこなうものとする。

第5条 再査定請求

被共済者（受給者）は、給付金額について異議等がある場合、再査定の申請をすることができる。その際はJMRC中部共済給付申請書の申請理由欄に異議申し立ての内容を記してJMRC中部へ再提出すること。JMRC中部運営委員会は直近の運営委員会で再査定し、査定額を算出する。被共済者（受給者）は、再査定された金額について異議を申し立てることはできない。

第6条 共済金支払先

共済金の振り込みは原則として共済金請求書の被共済者名（けがをされた方）とし、その他の者が受け取ることを希望する場合、JMRC中部運営委員会で協議し決定する。

第7条 個人情報の取り扱い

JMRC中部運営委員会は共済金査定において被共済者及び受給者から知り得たセンシティブ情報を含む個人情報を関係機関と共有することがある。ただし、それ以外の目的で個人情報を利用することを禁止する。被共済者及び受給者は申請書記入に際し、上記事項に同意したものとする。

第8条 改定

本細則の改定は、JMRC中部運営委員会の過半数の賛成を必要とする。

以上

社会的権利保全のための給付細則

2022年 1月29日制定
2022年 2月 1日施行

第1条 給付の定義

規定第3条に示す被共済者およびJMRC中部運営委員会が規定第2条に示す対象競技を参加・運営(JMRC中部の年間運営を含む)するに起因して生じる次の事項について、被共済者およびJMRC中部運営委員会の人権及び社会的権利保全のために共済金を給付する。

第2条 支払いの制限

共済金を支払わない場合

- ① 被共済者の故意
- ② 被共済者と同居する親族に対する事案
- ③ その他JMRC運営委員会で支払わないと決めたもの

第3条 支払いの範囲

- ① 第1条に示す事項を履行中に起因した対人対物の賠償事案を対象とし、被害者が具体的に遺失した事項が明らかな場合に給付する。
- ② 被共済者が被害者に対して行う賠償責務の弁済としての支出を給付する。ただし被共済者が弁済によって代位取得するものがある場合はその価格を控除する。
- ③ その他JMRC中部運営委員会が特に認める事案。

第4条 給付金の制限

- ① 一事故・一事案に対し1000万円を限度とする。
- ② JMRC共同共済が適用される場合は、給付されない。
- ③ 自動車保険等で被害者の遺失に対する賠償義務が履行されている場合、本共済からの給付は行わない。
- ④ 該当年度に複数の支払い事項があり、共済基金が給付認定額を下回る場合は、該当年度の共済基金の準備額を支払いの限度額とする。

第5条 給付に関する諸条件

- ① 給付の内容については、JMRC運営委員会にて協議し、委員の過半数の賛同を必要とする。
- ② 給付内容について異議申し立てがある場合、被共済者はJMRC中部運営委員会に対して書面をもって異議を申し立てることができる。JMRC中部運営委員会は書面を受け取った直近またはその次の委員会で再議決をする。再議決以降の申し立てについて、JMRC中部運営委員会はこれを受理しない。

第6条 請求権の消滅

該当事案が起きた日から起算して3年を経過したものは請求権を失う。

第7条 共済金請求

給付の請求は書面をもって行う。

- ① 共済金請求書
- ② 本請求に該当することを示す書類
(競技会への参加を証明するもの、事故・事案の起こった事実を客観的に証明できるもの)
- ③ 事案の原因・状況及び損害の程度・金額を示すもの
(現場・被害物の写真、修理見積・被害者の診断書等)

以上

別表 給付区分表

給付の定義

死亡給付金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害金額の全額を支払う（ただし、1事故について、既に支払われた後遺障害給付金がある場合は、死亡・後遺障害給付金から既に支払われた金額を差し引いて支払う）。
後遺障害給付金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて給付金を支払う（ただし、給付金額は1事故について死亡・後遺障害給付金を限度とする）。
入院給付金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院給付金日額に入院した実数（実日数）を乗じた金額を支払う（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限り、1事故について90日を限度とする）。
通院給付金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院した場合に、通院給付金日額に入院した実数（実日数）を乗じた金額を支払う（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、1事故について90日を限度とする）。

1、介護を要する後遺障害に関する項目

等級	介護を要する後遺障害	給付額
第1級	(1)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (2)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	500万円
第2級	(1)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (2)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	400万円

2、1以外の後遺障害・および入通院に関する項目

等級	後遺障害	給付額
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼および言語の機能を廃したもの (3)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (4)両上肢の用を全廃したもの	500万円
第1級	(1)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (2)両下肢の用を全廃したもの	
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるもの)とします。以下同様とします)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)両上肢を手関節以上で失ったもの (4)両下肢を足関節以上で失ったもの	400万円
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼または言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	350万円
第3級	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指を全部失ったもの(手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼および言語の機能に著しい傷害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの	300万円

第4級	(6)両手の手指の全ての用を廃したもの(手指の用を廃したものととは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(おや指にあたっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。 (7)両足のリスフラン関節以上でうしなったもの	
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したもの (7)1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指を全部失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします)	250万円
第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1下になったもの (2)咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6)1上肢の3大関節中の2関節を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の2関節を廃したもの (8)1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの	200万円
第7級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6下になったもの (2)両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの (7)1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの (8)1足のリスフラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11)両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあたっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12)外貌に著しい醜状を残すもの (13)両側の睾丸を失ったもの	170万円
第8級	(1)1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2)脊柱に運動障害を残すもの (3)1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の3の	140万円

第8級	<p>手指を失ったもの</p> <p>(4)1手のおや指を含み3の手指の用を廃したのまたはおや指以外の4の手指の用を廃したのもの</p> <p>(5)1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>(6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8)1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9)1下肢の偽関節をのこすもの</p> <p>(10)1足の足指を全部を失ったもの</p>	
第9級	<p>(1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2)1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3)両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6)咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(7)両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話し声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9)1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服する労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服する労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12)1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>(13)1手のおや指を含み2の手指の用を廃したのまたはおや指以外の3の手指の用を廃したのもの</p> <p>(14)1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>(15)1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(16)外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17)生殖器に著しい障害を残すもの</p>	120万円
第10級	<p>(1)1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2)正面視で複視を残すもの</p> <p>(3)咀嚼および言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4)14歯以上に対して歯科補綴(てつ)を加えたもの</p> <p>(5)両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解すること困難である程度になったもの</p> <p>(6)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したのもの</p> <p>(8)1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>(9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>(10)1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11)1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	100万円
第11級	<p>(1)両眼の眼球に著しい調整機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4)10歯以上に対して歯科補綴(てつ)を加えたもの</p> <p>(5)両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p>	80万円

第11級	(6)1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7)脊柱に変形を残すもの (8)1手の示指、中指または環指を失ったもの (9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第12級	(1)1眼の眼球に著しい調整機能障害または運動障害を残すもの (2)1眼のまぶたに著しい運動障害をのこすもの (3)7歯以上に対して歯科補綴(てつ)を加えたもの (4)1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5)鎖骨、胸骨、肋(ろっ)骨、肩(けん)甲(こう)骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8)長官骨に変形を残すもの (9)1手の小指を失ったもの (10)1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11)1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは大3の足指以下の3の足指を失ったもの (12)1足の第1の足指または他の4の足指の用は廃したもの (13)局部に頑固な神経症状を残すもの (14)外貌(ぼう)に醜状を残すもの	60万円
第13級	(1)1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対して歯科補綴(てつ)を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1センチメートル以上短縮したもの (10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	55万円
第14級	(1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2)3歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの (1)1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (2)上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (3)下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (4)1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (5)1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (6)1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (7)局部に神経症状を残すもの	50万円
入院	事故により入院したとき、1日目から180日間の90日補償とする。	1日 5000円
通院	事故により通院したとき、1日目から180日間の90日の補償とする。	1日 3000円

クローズド競技会開催における登録・共済適用申請に関わる基準

JMRC中部共済は、JAF公認競技会およびクローズド競技会における共済加入者の人身事故に対する救済を目的として運用しています。これを管理するJMRC中部運営委員会は、共済が適用されるJAF公認競技会、クローズド競技会の全てをあらかじめ把握し管理するため、クローズド競技会を開催する場合は、下記に従って登録および、または適用申請するものとします。

尚、前年度のカレンダー登録調整会議日に登録された場合は、JMRC中部の発行する共通規則書、公式サイト等の公式カレンダーに掲載します。

1. コース公認の無い会場を使用するクローズド競技会の場合

適用申請する場合は、次に従って申請を行ってください。申請が無い場合や申請期日に間に合わなかった場合は適用されません。

1) 申請期日:前年度のカレンダー登録調整会議日に申請・登録すること。

または、開催日の2ヶ月前までに申請・登録を行うこと。

2) 申請先:JMRC中部事務局

3) 申請用紙:所定の申請書および本会が提出を依頼したもの

2. コース公認の有る会場を使用するクローズド競技会の場合

適用申請は不要とします。ただし、必ず登録申請を行ってください。

1) 登録期日:前年度のカレンダー登録調整会議日に登録すること。

または、JAFに開催届出を行うと同時に登録すること。

2) 登録先:JMRC中部事務局

3) 登録用紙:所定の用紙

3. JAF公認競技会およびJAF公認競技会にクローズド部門を併設する場合

JAFにカレンダー登録された競技会に併設する場合は、登録申請を不要とします。

4. 追加開催・日程変更・会場変更を行う場合

前記に準じて申請・登録を行ってください。

5. 競技保険等

1)JMRC中部タイトル戦の場合は、以下を義務付けとします。

*スピード競技の場合

競技保険を含み、地方競技開催に必要な国内競技規則付則の「自動車競技の組織に関する規定」の第4条から第8条までを満足すること。

*ラリー競技の場合

国内競技規則付則の「ラリー競技会組織に関する規定」を満足すること。

2)シリーズで行うクローズドイベント(スピード行事)

全ての競技に競技保険を備えること。地方競技開催に必要な国内競技規則付則の「自動車競技の組織に関する規定」の第4条から第8条までを満足するよう強く推奨する。

6. その他の事項については運営委員会にて審議、決定するものとする。

以上

JMRC中部共済適用 承認イベント申請基準

JMRC中部は、モータースポーツ活動の振興と安全の高揚を目的としたイベントにおける会員の人身事故を救済するため、本会が承認するイベントに限り、JMRC中部共済の適用を可能とします。

ただし、JMRC中部共済の適用を受ける場合は、申請・審査・承認の手続きが必要です。

尚、当該イベントが著しく競技性を有する場合は、JAF公認競技(クローズド格式以上)で開催してください。JMRC中部共済の適用申請にあたっては以下の点にご留意ください。

●申請

1. 主催者

JMRC中部に加盟する正会員(クラブ・団体)またはJMRC中部専門部会／委員会とします。

2. 参加者の募集

メディア・公式サイト・郵送等により告知され、公募するイベントであること。

3. 申請書および添付書類

所定の申請書・イベントの告知文書および本会が提出を依頼したもの。

4. 申請期日、方法

開催日の1ヶ月前までに郵送または手渡し。(Fax または e-mail での仮受付可)

5. 給付の対象者

正会員の所属員(クラブ員)とします。

共済会に登録されていないクラブ員は、開催日までに必ず登録を行ってください。

6. 対象範囲

受付から終了時までのイベント会場敷地内におけるイベントに関わる事故。

7. 最高給付限度額

承認イベントでの最高給付限度額は500万円です。

8. 申請書類の送付先

〒509-5142

岐阜県土岐市泉町久尻 1417-47

JMRC 中部事務局 村瀬 秋男

TEL&FAX (0572) 55-5201

以上

JMRC中部共済会加入とクラブ印のお話し

団体加入です。

JMRC中部共済会は、個人加入が出来ません。「団体加入」になりますので貴方が所属するクラブから共済会に登録申請してください。

登録が必要です。

クラブが貴方を登録申請することによって、共済会に加入したことになります。登録申請が無い場合は、未加入あつかいになりますのでご注意ください。

有効期間は？

有効期間は、登録申請日からその年の12月31日までです。ただし、年度が変わってもすぐにクラブ更新が出来ない場合を考慮して、前年度に加盟実績のあるクラブは、新年度の3月31日まで猶予有効期間を設けています。

ライセンス
未所持者

はい、出来ます。
加盟クラブに所属するクラブ員であれば加入できます。ただし、四輪運転免許証所持者に限ります。その場合の加入証明は、運転免許証をコピーして、その裏面に「JMRC中部登録クラブ印」を捺してください。

いつでも登録
できるのですか？

はい、出来ます。
年度登録、追加登録する場合は、郵送して登録してください。
緊急を要する場合は、例外的処置として、前日の24時までFAX登録も可能です。もちろん、後日正式書類を郵送してください。

競技会での
加入証明は？

参加申込書に「JMRC中部登録クラブ印」が捺してあれば「加入証明」になります。
また、競技会で参加受付確認時に「ライセンス裏面」に「JMRC中部登録クラブ印」が捺してあるかどうかチェックします。
なお、web参加申込の場合は、当日のライセンス確認が証明となります。
クラブ印が無い場合は文書などをもって当日までに競技に有効な傷害保険の加入を証明してください。できない場合は、参加できない場合があります。
また、イベントに参加される方はJMRC中部共済に加入していることを所属クラブに確認してください。

クラブ
更新中ですが？

年度更新の手続き中などの対応として、3月31日までの参加申込や競技会に参加をする場合に有効ですが、4月の競技会参加時に、新ライセンスに「クラブ印」が無いとNGになります。2020年より「JMRC中部登録クラブ印」には年号の記載があります。
JMRC中部事務局では選手権が始まる3月中旬ごろから4月上旬までクラブの更新状況を毎週ホームページでアップします。(未更新情報もUP予定)特に4月1日以降に開催されるイベント主催者は必ずホームページで更新状況を確認してください。

クラブ員登録
申請書は？

既存の物でしたらJMRC中部のホームページに有ります。
必要事項が記載して有れば自作の物でも構いません。

JMRC共同共済規程

本規定はJMRC全国協議会会則に基づき本規定を定める。

第1条 (名 称)

本会は、JMRC共同共済会と称する。

第2条 (目 的)

本会は、JMRC全国協議会の専門委員会として全国各JMRC共済会との連絡・調整・融和・相互扶助を図り、JAFモータースポーツ機構との関連のもとに、我が国のモータースポーツの振興に寄与することを目的とする。

第3条 (会 員)

本会は、全国各JMRCを会員とする。

なお、会員とは、JMRC全国協議会会則、第3条に定められた会員とする。

第4条 (事務局の所在地)

東京都に置く。

第5条 (財 源)

本会の財源は、第3条に定める会員による預かり金、会費、補助金、寄付金及び、その他の収入(利子を含む)による。

第6条 (預かり金)

預かり金の額、及びこれに関するその他の項目は、JMRC共同共済細則によって定める。

第7条 (運 営 費)

本会の運営に関わる経費は、第5条より負担する。

第8条 (入会及び継続)

入会は、本会加盟申請届と預かり金を、本会宛に提出した事により入会とする。また、会員から文書でもって退会の申出がない場合は自動的に継続される。

1. 預かり金は、第13条により退会される場合には返還されるが、その時点にて、退会する会員に債務がある場合、それらを精算して利息をつけずに返還される。(年度内の退会は出来ない。)

第9条 (会員の義務)

会員は、分担金を負担する義務を要する。

1. 分担金は第11条による支払いが生じた時、前年度末のJAFライセンス所持者全員を分母とし、各会員の前年度末のJAFライセンス所持者数の構成比でもって按分しそのつど給付金を分担するものとする。

第10条 (役 員)

本会は、委員長、副委員長、委員、監査により構成される。

1. 委員長は、本会の代表とする。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に不測の事態が有る時はその職務を代行する。
2. 委員の選任はJMRC全国協議会会則、第19条による。
3. 各役員の任期は、毎年1月1日もしくは選任された日からその年の12月31日までとする。

第11条 (活 動)

本会は、第2条の目的を達成する為に、次に挙げる活動を行う。

1. 相互扶助に関する事項

本会会員に所属する共済加入者が①、②に参加し、死亡(不具廃疾)、事故(社会的地位を脅かされた場合を含む)に対して各会員が給付金を支払う場合、分担金によって、これを別に定める細則に従い支払う。

① J A F 公認競技会（スピード行事公認コース使用の届出クローズド競技を含む）。

②

1) スピード行事の全日本選手権、J A F カップ、全国オールスター、東日本・西日本フェスティバルの当該オーガナイザーが競技会の為に実施される、練習会、テストラン。

2) ラリー競技会の公式レッキ（オフィシャルのコース管理下に於いて行われるレッキで、公式タイムスケジュールに記載されたもの。）

3) 全国運営委員長会議で決定された、全国規模の J A F 公認競技会。

第 1 2 条（会 議）

本会は、下記により会議をもって運営する。

1. 会議は役員定例会議を原則として年 1 回以上開催し、必要に応じて臨時会議を開催することができる。
2. 会議は委員長が招集し、議長となる。
3. 議決は会員の 3 分の 2 以上（委任状出席も含む）が出席し、出席者（議決権は各 J M R C を 1 票とする）の 3 分の 2 以上の同意をもって決定する。

第 1 3 条（退 会）

1. 会員の J M R C が解散した時。
2. 会員が文書をもって、本会に退会届を提出し本会によって審議され、J M R C 全国協議会会則、第 1 章、第 5 条により決定された時。

第 1 4 条（会員資格の取消と除名）

本会はいかなる場合も本規程に反し、本会が不利益を受けた場合、会員資格の取消あるいは除名の妥当性について審議し、J M R C 全国協議会会則、第 1 章第 6 条に上申する権限を保有する。

第 1 5 条（規定の変更）

本規定の変更は、規定第 1 2 条の会議において審議され、その出席者の 3 分の 2 以上の同意を得た場合、J M R C 全国協議会会則、第 4 章、第 1 8 条に上申する事が出来る。

第 1 6 条（細 則）

本規定に定めるもののほか、本会の事業運営上必要な細則を J M R C 全国協議会会則、第 4 章、第 1 8 条により、別に定める。

第 1 7 条（解散及び残金財産の処分）

本会は、規定第 1 2 条の会議において解散及び解散の時に在する残金財産の処分について審議し、J M R C 全国協議会会則、第 4 章、第 1 8 条に上申する事が出来る。

第 1 8 条（本会の年度）

本会は、1 月 1 日より 1 2 月 3 1 日までを一期とする。

1 9 9 6 年 1 1 月	1 日	制定適用
1 9 9 7 年	1 月	1 日 施行
2 0 0 0 年	1 月	1 日 改定施行
2 0 0 6 年	1 月	1 日 改定施行
2 0 0 9 年	6 月	1 日 改定施行

以上

JMRC共同共済細則

本会は、JMRC共同共済会規定（以下規定）に基づき細則を定める。

第1条 （預かり金）

預かり金の額は1会員につき、金1,250,000円とする。

第2条 （給付金細則）

1. 規定第11条における、給付金最高限度額は同一年度内で給付対象者1名に付1,000万円とする。同一年度内とは、対象者が各会員の共済会に加入した年の1月1日、もしくは加入時よりその年の12月31日までとする。
2. 給付金の金額は、規定第12条に定める会議でJMRC共同共済細則（以下細則）第4条に基づき決定する。
3. 対象範囲は、規定第11条による。但し、②③に於いては、該当日の1週間前迄に、会員事務局より、本共済事務局に内容及びタイムスケジュールを通知し、承認を受けなければ成らない。
4. 第2条—3以外の催事、行事（走行会、講習会、練習会等）における事故は給付金の対象範囲としない。但し、全国協議会において事例に応じて検討し、見舞金を支払う場合がある。

第3条 （給付金請求の方法）

1. 給付金の請求は、別に定める書式によって、対象者が所属クラブを通じ当該主催クラブの証明を添え当該会員より本会に提出される。
（事故発生後90日以内に「共同共済給付金申請書」が提出されたものに限る。第4条3.は、この限りではない。）
2. 給付金の請求に関して、細則第5条—2により仮払いの請求ができる。

第4条 （給付金区分）

1. 別表1に定められ、そのつど本会で審議され決議される。
2. 別表1に定められている項目に複数該当する場合には、最上位を適用する。
3. 社会的地位を脅かされた場合（モータースポーツ界が不利益を被るおそれが有る時）本会の審議により決議される。
4. 別表1に示されない障害（50%未満）については、本会は支払わないものとする。

第5条 （給付金支払い及び給付金仮払い）

1. 別表1に定められる給付金区分1—1に於いては、会員より請求があり給付決定後、速やかに会員に支払われる。
2. 別表1に定められる給付金区分1—2及び、給付金区分2から給付金区分6のいずれかに、明らかに認定される場合には、会員は仮払い請求をすることができる。
3. 対象者の給付金区分の認定は、当該事故後180日をもって本会で決議され、認定された給付金区分に該当する給付金が支払われるものとする。
4. 対象者の給付金区分の認定が、当該事故後180日をもっても決議できない場合は、最終決議を当該事故後300日とする。

第6条 （運営上の細則）

1. 本会運営については、預かり金の利息で運営するものとする。但し、不足が出る場合、規定第12条にて決定する。
2. 規定第12条（2）の事項の場合は、会議費用は等分され会費にて各会員の共済会が負担するものとする。

3. 本会を代表して他の団体に出席の場合、経費は本会がもつものとする。

1996年	11月	1日	制定適用
1997年	1月	1日	施行
1998年	1月	1日	改定施行
1999年	6月	22日	訂補
2000年	1月	1日	改定施行
2001年	1月	1日	改定施行
2006年	1月	1日	改定施行
2009年	6月	1日	改定施行

以上

別表1 (給付区分表)

給付金区分-1・・・100%

- 1) 死亡
- 2) 当該する事故を原因として90日以内に死亡したもの

給付金区分-2・・・100%

- 1) 両眼が失明したもの
- 2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 6) 両上肢の用を全廃したもの
- 7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 8) 両下肢の用を全廃したもの
- 9) その他身体の著しい障害により終身自
用を弁ずることが出来ないもの

給付金区分-3・・・80%

- 1) 1眼が失明したもの
- 2) 両眼の視力が0.02以下になったもの
- 3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- 5) 両上肢を腕関節以上で失ったもの
- 6) 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 7) 両耳の聴力を全く失ったもの

給付金区分-4・・・70%

- 1) 咀嚼又は言語の機能を廃したもの
- 2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
- 3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、
終身労務に服することができないもの
- 4) 両手の手指の全部を失ったもの

給付金区分-5・・・60%

- 1) 両眼の視力が0.06以下になったもの
- 2) 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
- 3) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 4) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 5) 両手の手指の全部の用を廃したもの
- 6) 両足をスリフラン関節以上で失ったもの

給付金区分-6・・・50%

- 1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、
特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 3) 1上肢を腕関節以上で失ったもの
- 4) 1下肢を足関節以上で失ったもの
- 5) 1上肢の用を全廃したもの
- 6) 1下肢の用を全廃したもの
- 7) 両足の足指の全部を失ったもの

2000年1月1日 施行
以上